

## 平成20年度 第7回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成20年7月25日(金) 午前10時00分～午前11時13分

### 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	高橋敬一
委員	佐蔵絢子
委員	曾我紀厚

#### 【事務局職員】

事務局長	浅井 涉	次長	中尾康師
任用課長	西尾孝之	給与課長	岡田良彦
課長補佐	荒田すみ子	課長補佐	松本秀樹

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(1回目))の第1次試験合格者の決定について

議案第2号 公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について

議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第4号 職員の採用選考について

報告第1号 職員の懲戒処分について

#### 協議等事項

(1) 県民から寄せられた意見(県民の声)について

### 5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第2号、議案第4号、報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

### 6 議事

#### (1) 議案第1号

平成20年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(1回目))の第1次試験合格者の決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

実施結果

	採用予 定者数 (A)	申込者数 (B)	第1次試験 受験者数 (C)	第1次試験 合格者数	受験率 (C/B)	受験 競争率 (C/A)
	名程度	名	名	名	%	倍
警察官(男性)	21	208	172	103	82.7	8.2
警察官(女性)	2	40	25	13	62.5	12.5
警察官(男性) <武道/柔道>	1	5	5	0	80.0	4.0
警察官(男性) <武道/剣道>	1	4	4	2	100.0	4.0
合計	25	257	205	118	79.8	8.2

試験日程

第1次試験	試験日	7月13日(日)
	試験会場	(鳥取会場)鳥取大学共通教育棟 (米子会場)鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	7月25日(金)(予定)
第2次試験	試験日	8月25日(月)~27日(水)
	試験会場	県警察本部会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	論文試験、人物試験(集団討論及び個別面接)、適性検査、身体検査、 体力検査、実技(武道受験者のみ)
	採用候補者発表日	9月10日(水)(予定)

第2次試験は、警察本部に委任して実施

(2) 議案第2号

公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(3) 議案第3号

人事委員会規則及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

規則及びの名称

< 規則 >

- ・ 職員の職務の級の分類に関する規則
- ・ 管理職手当に関する規則
- ・ 管理職員等の範囲を定める規則
- ・ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員 等の範囲を定める規則

< 通知 >

- ・ 職の区分表について

改正概要

ア 職員の職務の級の分類に関する規則、職の区分表

新たな職の設置に伴い、次のとおり職務の級等について、追加する。

(施行日：平成20年8月1日)

組織			職	職務の級	相当する職
知事の事務部局	本庁	本庁共通	企画調整幹	6級	行政職課長

イ 管理職手当に関する規則

新たな職の設置に伴い、管理職手当を支給する職及び支給区分について追加する。

(施行日：平成20年8月1日)

組織		職	支給区分
知事の事務部局	本庁	企画調整幹(人事委員会が承認したものに限る。)	3種
		企画調整幹	4種

管理職員等の範囲を定める規則

新たな職の設置に伴い、知事部局本庁の企画調整幹を管理職員等に加える。

(施行日：平成20年8月1日)

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則日野町において組織の再編整備等が行われたことに伴い、管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

(施行日：公布日)

<追加>

機関名	職
町長部局	会計管理者 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)

<削除>

機関名	職
町長部局	課長補佐(総務企画課に所属するものに限る。)

(4) 議案第4号

職員の採用選考について、事務局が説明し、選考の結果、請求のとおり合格とすることに決定した。

(5) 報告第1号

職員の懲戒処分について、事務局が説明した。

(6) 協議等事項

県民から寄せられた意見(県民の声)について、事務局が説明した。

【説明】

【意見者】

氏名、性別、年齢、住所 不明 (7月9日受付 7月16日県民室へ回答)

【意見】 鳥取労働基準監督署に投稿されたものが転送されてきたもの

鳥取県庁(本庁)の職員を身内に持つ者です。毎日のように深夜に帰宅し、休日に仕事に出ることも多く、異常な働き方をしています。県職員は法定労働時間の適用を受けないのでしょうか。

本人に問い質しても、「他に頼める人がいない」「自分がやらなければ人に迷惑がかかる」と責任感を持って仕事をしているのはわかるのですが、今の時代、滅私奉公のような働き方はおかし

いのではないのでしょうか。

同じ公務員だから指導はできないのでしょうか。

それとも、そもそも公務員は法定労働時間の適用を受けないのでしょうか。

もし、監督権限をお持ちでしたら一刻も早く調査と指導をお願いします。

**【回答】**

県職員の時間外労働・休日労働については、通常の民間労働者と同様に労働基準法の適用を受けていますが、本庁等勤務職員の場合は、時間外労働に関する労使協定（所謂36協定）によらず、時間外労働・休日労働を命ずることが可能とされています。

本委員会は、個人・家庭・地域生活と仕事の調和を図り、健康の保持・増進、公務能率の向上の促進という観点から、本庁職員に限らず県職員全般の時間外勤務の縮減は重要と考え、各任命権者、職員へ縮減について要請してきたところであります。

今後も引き続き時間外労働の縮減について、各任命権者を通じて要請してまいります。

**【質疑】**

事務局

本庁職員には時間外勤務の制限はない。今はICカードで管理し、月80時間以上の時間外勤務をした場合には産業医の指導を受けている。

委員

名目上だけでなく、時間外勤務を本当に減らさなければならない。そのためにはどうすればいいのか。

事務局

定数削減などを行っている。仕事そのものも見直さなければならない。

委員

勧告の中でそういったことも言っていかなければならない。

事務局

ICカードで時間を管理すれば時間外勤務の実態が分かる。時間外勤務手当が100%になると人件費が増加するので、仕事を減らすように考えなければならない。

委員

こっそりとICカードを通しておいて仕事をするとか、臨時職員に振り替えて人件費は抑えたが他の経費が増えているというようなことでは何にもならない。人を減らすのであれば仕事も減らすべき。

委員

県の仕事は縦割りで、皆が同じような仕事をしていることも多い。

委員

法令に基づいて行う仕事という建前があるので難しい面もあると思う。県では議会の前に資料要求や勉強会などがあるか。

事務局

資料要求や勉強会はあるが、国ほどではない。省庁は国会待機が多いが、県では今は議会対応の時間外勤務はしないようにしている。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年8月12日(火)午前10時00分から開催することとした。